

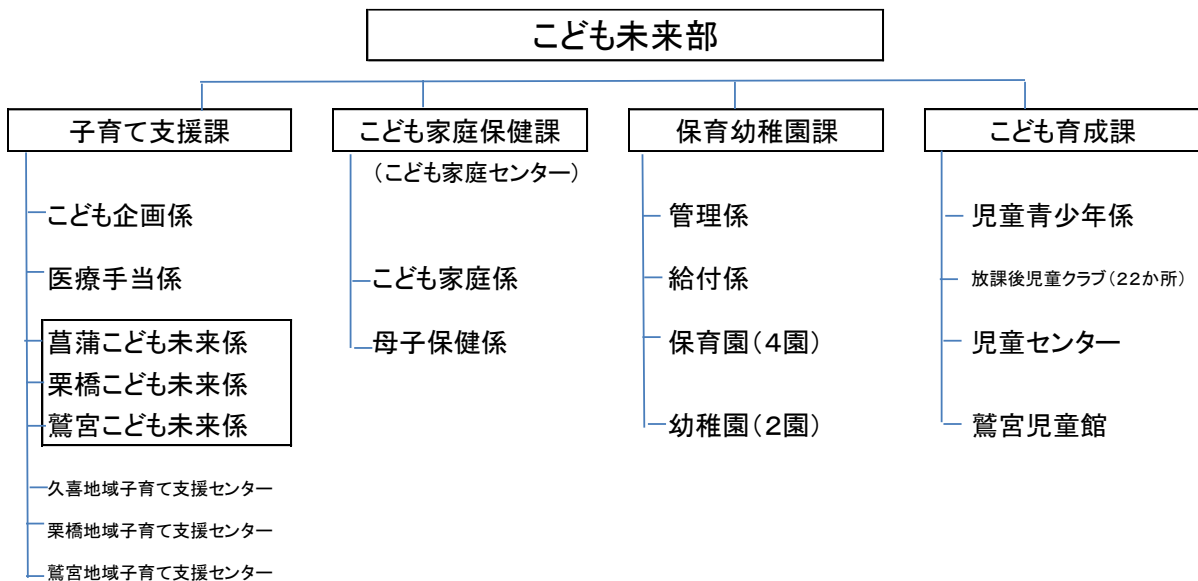
久喜市組織機構改革について

1 子ども未来部における機構改革について

市民サービスの向上と効率的な行政運営を図ることを目的に、組織機構改革を行うことから令和6年度から子ども未来部の組織及び所管事務が変更となる。

(1) 令和6年度子ども未来部の所管課（4課）

子育て支援課、子ども家庭保健課、保育幼稚園課、子ども育成課



(2) 主な変更点・概要

(ア) 「子育て支援課」の設置

子育て支援施策の計画や子育て支援の総合的な企画及び調整に関することや児童福祉審議会、子育てガイドブック、地域子育て支援拠点事業を行う。また、こどもの医療費や児童手当、ひとり親家庭支援等の事業を行う。

なお、現在の子ども未来課の業務のうち、要保護児童等の支援や相談業務などを「子ども家庭保健課（子ども家庭センター）」へ移管。

また、青少年健全育成及び児童センター及び児童館を「子ども育成課」へ移管。

(イ) 「子ども家庭保健課（子ども家庭センター）」の設置

子ども未来課所管の『子ども家庭総合支援拠点』と中央保健センター所管の『子育て世代包括支援センター』を統合した『子ども家庭センター』機能を設置することで、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行う体制を強化する。当該機能を所掌する「子ども家庭保健課」を設置する。

(ウ)「保育幼稚園課」の設置

幼保一元化の推進と、入所等に関する申請や相談の窓口を統合し、市民サービスの向上を図るため、「保育幼稚園課」を設置する。(教育委員会が所管する幼稚園業務を市長部局で補助執行する。)

(エ)「こども育成課」の設置

青少年健全育成事業や放課後児童クラブ、児童センター・児童館の管理及び運営等、こどもの健全育成に関する業務を所掌する「こども育成課」を設置する。

【変更となる業務の移管先】

